解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十月二十六日開催の社員総会の決議により平成二十三年二月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月七日

東京都港区赤坂一丁目八番一〇号

社団法人日本商品投資販売業協会

清算人　山崎　一敏

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年二月二十八日上越市長の認可により解散したので、当組合に対し債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月七日

新潟県上越市春日山町三丁目一七番八号

土橋南土地区画整理組合

代表清算人　相馬　勇

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年一月二十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月七日

静岡県藤枝市青木三丁目一五番一号

特定非営利活動法人ＶＩＴ

清算人　松浦　正秋

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年二月十五日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月七日

大阪府箕面市粟生新家五丁目四番二二号

特定非営利活動法人みらい自治

清算人　内海　辰郷

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年一月十三日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月七日

和歌山県日高郡美浜町和田一一三八番地

財団法人煙樹海岸観光施設協会

代表清算人　入江　喜一

代表清算人　出口　和雄

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十三年二月十五日、徳島県知事の認可により解散しましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月七日

徳島県三好市京上一五七番地二

高野土地改良区

代表清算人　森下　武夫

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年二月四日高崎市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月七日

群馬県高崎市高松町三五番地一

高崎市下中居土地区画整理組合

清算人代表　佐藤　晴

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年九月十九日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月七日

新潟県新潟市秋葉区田島七九〇番地

特定非営利活動法人ネパール・ムスタン地域開発協力会

清算人　上原　隆弥

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年十月三十日開催の大会の決議により同年十一月三十日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月七日

岐阜県不破郡垂井町宮代一一一〇番地の一

帝人製機労働組合

清算人　村上　智通

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年二月二十五日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月七日

愛知県清須市土田北浦一四六番地

清洲土田土地区画整理組合

代表清算人　石黒　鉱俊

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月一日一般財団法人の目的である事業の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月七日

福島県会津若松市徒之町一番三七号

財団法人松江奨学会

清算人　吉田　一栄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年一月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月七日

埼玉県蕨市北町二丁目九番二三号

特定非営利活動法人文化振興会

代表清算人　戸塚　久雄

解散公告（第三回）

当財団法人は、平成二十二年十二月五日開催の理事会並びに平成二十二年十二月十六日開催の評議員会の決議により解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月七日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番一七号

財団法人埼玉県労働者信用基金協会

代表清算人　鈴木　秀治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年一月二十九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月七日

静岡県御殿場市塚原八五九番地の二

社団法人塚原公栄会

清算人　梶本　行紀

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月六日開催の社員総会の決議により同年二月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月七日

名古屋市西区市場木町二〇二番地二

特定非営利活動法人ＣＰＦサポート

清算人　安井　健三

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月十五日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月七日

奈良市二条町一丁目三番三号

宗教法人本覚寺

清算人　藤永　昌玄